

# 西条市農業委員会 令和7年度 第10回総会 議事録

- 日 時 令和8年1月6日（火） 午後2時00分から午後2時51分まで
- 場 所 西条市役所本館 5階大会議室
- 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名
- 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.7%  
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

## ○農業委員出席者氏名

会長	8番	加藤 茂				
会長代理	23番	眞鍋 美鈴				
委員	1番	越智 一志	11番	眞鍋 覚	19番	徳永 耕治
	2番	明比 典正	12番	武方 謙一	20番	宇佐美好正
	4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二	22番	岡田 貴洋
	5番	白木あゆみ	14番	武田 弘文	24番	宇野 嘉秀
	6番	藤田 孝明	15番	武田 喜義		
	7番	近藤 明弘	16番	曾我部英樹		
	9番	長谷川孝師	17番	武田 安博		
	10番	篠森 均	18番	山内ふさえ		

## ○欠席者氏名

3番 徳増 靖記 21番 余吾 秀利

## ○推進委員出席者氏名

委員	2番	一色 信之	12番	眞田 克彦	23番	黒河 祐二
	3番	加藤 武司	13番	平木 克彦	24番	渡部 靖
	4番	高橋 滉雄	14番	中川 英隆	25番	佐伯 保親
	5番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	26番	佐伯 静雄
	6番	伊藤 正夫	16番	山田 好一	27番	玉井 隆志
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
	8番	宮武 恭宏	19番	管 辰郎	29番	小倉 謙治
	9番	岡本 省三	20番	高木 秀昭	30番	日野 貴文
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫		
	11番	近藤 仁志	22番	佐山 林壱		

## ○欠席者氏名

1番 寺田 昌直 18番 楠窪 和彦

## 5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について  
議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について  
議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について  
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

## 6. 農業委員会事務局及びその他の職員

### ○農業委員会事務局

事務局長	渡邊賢一郎	西部分室長	近藤公一
事務局次長	高橋徹也	事務局担当次長	橋田勇作
事務局副主査	遠藤竜彦		

## 7. 議事内容

事務局 皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今から令和7年度第10回総会を開催いたします。

皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会長 【会長挨拶】

事務局 ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。加藤会長、よろしくお願ひをいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 これより私が本日の議事進行を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行しますので、よろしくご審議をお願いをいたします。

それでは、ただ今から令和7年度 第10回西条市農業委員会総会を開会いたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まず、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。山内ふさえ委員、徳永耕治委員の両委員にお願いをいたします。

本日の欠席届が農業委員からは、3番 徳増靖記委員、21番 余

吾秀利委員から出ております。また、農地利用適化推進委員からは、1番 寺田昌直委員、18番 楠窪和彦委員から出ておりますのでご報告をいたします。

ただ今の出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記については、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。

### 農地法第3条関係

議長 議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願ひいたします。まず、ご審議いただく前に議案内容の訂正がございます。議案書31ページ、議案第5号の農用地利用集積等促進計画（案）一覧表について、お手元にお配りしております資料のとおり整理番号25の利用権の設定を受ける者の氏名に誤りがあり訂正させていただいております。ご了承願えればと存じます。それでは失礼して、着座にて議案のご説明をさせていただきます。

議案書4ページをご覧下さい。

148号は、共有持分の世帯内集約のため、○○の○○氏が持つ申請地の共有持分○分の1を○○の○○氏に移転しようとする申請でございます。

149号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

150号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

151号は、○○の○○氏が、現在利用権設定にて設定中の賃借権の更新のため、○○の○○氏と3条許可により改めて賃借権の設定をしようとする申請でございます。

152号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書6ページをご覧ください。

153号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から賃借権の設定を受けようとする申請でございます。

154号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

155号は、○○の一般社団法人○○が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から賃借権の設定を受けようとする申請でございます。

156号は、○○の○○氏ほか○名が、新規就農のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書7ページをご覧ください。

157号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から贈与を受けようとする申請でございます。

158号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から贈与を受けようとする申請でございます。

159号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

160号は、○○の○○氏が、小作地解放のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書8ページをご覧ください。

161号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から贈与を受けようとする申請でございます。

162号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

163号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

164号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書9ページをご覧ください。

165号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

166号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から贈与を受けようとする申請でございます。

167号は、○○の○○氏が、新規就農のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書10ページをご覧ください。

168号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から贈与を受けようとする申請でございます。

169号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から贈与を受けようとする申請でございます。

170号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書11ページをご覧ください。

171号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から現在利用権設定により借受けている農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

172号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

173号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から使用貸借権の設定を受けようとする申請でございます。  
議案書12ページをご覧ください。

174号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から使用貸借権の設定を受けようとする申請でございます。

175号は、○○の○○氏が、新規就農のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

176号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から贈与を受けようとする申請でございます。

177号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書13ページをご覧ください。

178号は、○○の○○氏が、経営規模拡大を目的として、○○の○○氏から所有権移転を受けるために申請されたものであります、農地法第3条第2項第6号に規定する「周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある」ことから申請人より取下げの申出がございました。

179号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上、178号を除く31件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、156号、167号及び175号については新規就農であり、いずれも自家消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告します。

156号の譲受人である○○、○○氏ですが、申請地の隣に農地法第5条転用にて自宅を建築する予定であります、その残地を購入し、自家消費用の野菜を耕作したいとのことから、今回の申請となっております。インターネット等を活用し、勉強しながら耕作したいとのことであります。

167号でありますが、譲受人の父が中心となり、荒れていた申請

地を地元有志と共にボランティアにて整地し、管理、耕作をしておりましたが、年月が経つにつれ有志の集まりも悪くなり、譲受人の父が申請地を引き取ることとなりました。申請地の管理を大学で農学を勉強して、農業の知識もある子の〇〇氏に任せる予定であるため、今回の申請となっています。主に、季節野菜を中心に耕作したいとのことです。

175号の譲受人である 〇〇 氏ですが、以前から家庭菜園に興味があり、農家である親戚の農業の手伝い等をしておりましたが、今回、自宅隣である申請地が売りに出されていることを知り、購入するため今回の申請となっています。主に、季節野菜や果樹を耕作したいとのことです。

なお、こちらの3件につきましては、規模拡大の予定はないとのことであり、農地は農地として管理するよう確約させその旨の誓約書の提出も受けております。

以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。

事務局 すみません、よろしいでしょうか。議案書4ページの148号ですけれど、議案書の譲受人と譲渡人が逆になっておりまして、正しくは譲受人が 〇〇 氏、譲渡人が 〇〇 氏です。お詫びして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

議長 先ほど事務局より説明のあった148号について、譲受人と譲渡人が逆になっておりましたので、訂正をお願いしたいと思います。

それでは、ただ今事務局より説明がありました178号を除く31件について、148号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 148号、149号、150号 問題ありません。

151号 問題ありません。

152号、153号 問題ありません。

154号 問題ありません。

155号 問題ありません。

156号 問題ありません。

157号 問題ありません。

158号 問題ありません。

159号 問題ありません。

160号、161号、162号、163号、164号 問題ありません。

165号 問題ありません。

166号、167号、168号、169号 問題ありません。

170号、171号、172号、173号、174号 問題ありません。

175号、176号 問題ありません。

議長 177号については担当者が欠席ですかねえ。丹原地区の関係者でわかる人はいませんか。

(意見なし)

議長 事務局、この件は問題ないですか。

事務局 177号ですけれど、こちらについては特に問題ないと考えております。事務局の方でも12月22日に現地を確認させていただきましたが、現地は特に問題ありませんでした。

以上です。

議長 事務局の方からは問題ないとのことであります。それでは、179号についてお願いします。

地区委員 179号 問題ありません。

議長 ありがとうございました。

地元の委員さんの方からも問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上31件を原案どおり許可することといたします。

#### 農地法第4条関係

議長 つぎに、議案書につきましては14ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題いたします。

まず、11号について審議いたします。当案件について、〇〇委

員は、申請人にあたり、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項に該当することから、一旦ご退席願います。

( ○○ 委員退室)

議長 それでは、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 議案書 15 ページをご覧ください。

11号は、○○の ○○ 氏が、農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、平成29年9月に農業用倉庫の建築を目的として農地法施行規則第29条に規定する2アール未満の自己転用を行うということで届出が提出されておりましたが、農業用倉庫を建築する際に、農作業用車両の駐車のため届出の範囲を超えて造成を行っておりました。申請人は深く反省し「今後は農地法を遵守し、かかることのなきように誓約いたします」との始末書が提出されております。

以上1件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

以上1件でありますが、本案件について、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 11号 問題ありません。

議長 ありがとうございました。

地元の委員さんからは問題ないということではあります、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございました。

「異議なし」ということでありますので、承認することとし、知事に進達をいたします。

以上で、○○ 委員に関する案件は終了いたしましたので、入室を認めます。○○委員さん、お入りください。

( ○○ 委員着席)

議長 それでは審議を再開いたします。

残り 2 件の議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 引き続き議案書 15 ページをご覧ください。

12 号は、〇〇の 〇〇 氏が申請地に設置する営農型太陽光発電施設について、一時転用の期間が満了となることから、引き続き 3 年間の一時転用許可を受けようとする申請でございます。

13 号は、〇〇の 〇〇 氏が、自己住宅の敷地を拡張しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地は申請人の亡き祖父の代から隣接する宅地と一体的に使用されており、平成 8 年に申請人が自己住宅を建築した際も越境していることに気付かず現在に至ります。このたび土地を分筆するため専門家に調査を依頼したところ、実際の境界と現況にズレが生じていることが判明いたしました。長年違反転用の状態で使用していたことを知った申請人は深く反省し「以後、農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

以上 2 件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございました。

ただ今事務局から 2 件の説明がございましたが、一つ聞きたいことがあるのですが、12 号の営農型の施設ですが、栽培されている作物の品目と今までやってきた中でどういう状態か説明をしてもらったらと思います。最近、営農型に関しては全国的にも問題になっているので、報告のときに作物名とどういう状況かを入れておいてもらったら思うんですが、説明をお願いします。

事務局 失礼します。

12 号の案件なんんですけど、作物はシキミを栽培しております。太陽光発電施設設置から 5 年ほど経過したんですけど、申請書にありました、あまり生育状況がよくないということで植えては枯れ、植えては枯れを繰り返しているようで、現地を確認した際、定植後 1 年、2 年くらいの大きさまでしか育っていないようなシキミしか存在しておりませんでした。今回、知見を有する方ということで、近隣にお住まいの〇〇さんという土木業を主に営んでいる方に意見書の作成をお願いしていたんですけど、その方も何回も失敗しながらシキミを育成する方法を見つけたりして、その方に今後師事をしてきちんと生育をしていきたいということで、本人からの申請書の提出がありました。出荷自体はそのような状況ですので全くできておらず、今回許可を得られたらということになりますが、次回の 3 年後の際にはきちんと出荷ができるようこちらも指導をしていきたいと思います。ほかの案件に比べるとシキミのできが非常に悪いというのが現実でござい

ます。

議長 これは2回目（の許可申請）になるけど地方局の方も見にはきていいのですか。

事務局 現地の方までは来てはいないと思いますが、事前に資料は渡しておりますので確認はされているかと思います。（申請書に添付の）写真と比べてもあまり生育状況がよろしくありませんので、地方局の方からの一定の指導は受ける可能性はあろうかと思います。取消まで行くかというとその辺は懐疑的なところはあるんですけど、ある程度の指導は受けるかと思っております。

議長 わかりました。今後、内容的に厳しいところは（地方局から）どんどん指摘されると思いますので、指導の方よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局より説明がありました2件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

加藤武司委員 12号ですが、事務局の方から説明がありましたが、土地そのものが低いから条件が悪いです。○○さんも排水をやって将来（シキミを）大きくしようかといつておりますが、疑問ですね。柑橘を作っているようなところでは放っておいてもできるというような状態ですから。

議長 日射量的にはどうですか。

加藤武司委員 日射的にはいいんじゃないでしょうか。問題は排水だけですね。最初は1,000本くらい植えたのかな。今は200本くらいしか残っていないという状態ですから大変じゃないかなと思いますが、それはやってみないとわからないんですけど。

一色達夫委員 湿地帯ですから移植しても一年目で枯れたものが多かったですね。だから適地ではないということです。

議長 土壤改良も必要ということ。

一色達夫委員 周辺がコシヒカリを作っているようなところですので、排水をしてもシキミはどうかなあというのを感じました。だけど、それでもシキミをやるということですので、それは地主さんの判断だと思いますので。

議長 今営農型でやろうと思ったらシキミくらいしかない販売できる作物はないので。本当だったら除けてもらわないといけないようになりかねないので、大変厳しいかと思いますが、せっかく設置したので当人さんにできるだけ販売できるよう頑張ってもらいましょう。

つぎに、13号についてお願いいいたします。

地区委員 13号 問題ありません。

議長 ありがとうございました。

先ほど言いましたように太陽光については厳しいところもありますが、本来であれば出荷できないような状態では撤去ということになるのかと思いますが、ただ、国としてそこまでいってないんで。地方でも頭を抱えているんじゃないんだろうかというところはあるのではないかと思いますが、近隣の状況を確認しながら対応していきたいと思います。

ただ今の2件について、ほかに、ご意見、ご異議等があればお聞きしたいと思いますがございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございました。

「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

### 農地法第5条関係

議長 つぎに、議案書につきましては16ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題いたします。

まず、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 議案書17ページをご覧ください。

84号は、○○の株式会社 ○○が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

85号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

86号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、露天資材置場及び駐車場に転用しようとする申請でございま

す。

87号は、○○の株式会社 ○○が、○○の ○○ 氏ほか○名から所有権移転を受け、露天資材置場及び駐車場に転用しようとする申請でございます。

88号は、○○の ○○ 氏ほか○名が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、自己住宅の建築及び進入路への転用をしようとする申請でございます。

議案書19ページをご覧ください。

89号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、自己住宅の建築及び進入路への転用をしようとする申請でございます。

90号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

91号は、○○の ○○ 氏ほか○名が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、自己住宅の建築をしようとする申請でございます。

92号は、○○の○○ 株式会社が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、事務所、車庫及び倉庫を建築しようとする申請でございます。

93号は、○○の株式会社 ○○が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

94号は、○○の株式会社 ○○が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、建売住宅を2棟建築し、販売しようとする申請でございます。

95号は、○○の株式会社 ○○が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、分譲地を造成しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、元々は2区画の宅地分譲を目的として、令和6年度第12回総会においてご審議いただき、令和○年○月○日に県知事の許可を受けておりましたが、当該申請地の隣地に設置された太陽光発電施設への日陰の影響により、住宅を建築するにあたり距離制限があることが判明し、分譲地の区画の配置変更をしなくてはならなくなりましたが、無断で形状を変更し造成しておりました。このたび隣接地の土地利用の関係で愛媛県から指摘があり、違法状態であることを知った申請人からは違法状態を解消するため、許可を受けた申請の取消願、議案第3号にてご審議いただきます計画変更及び本件申請がなされており、申請人からは「今後はこのようなことがないように十分注意し、二度とこのようなことがないようにいたします」との始末書が提出されております。

議案書19ページをご覧ください。

96号は、○○の株式会社 ○○が、○○の ○○ 氏ほか○名から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でござ

います。

97号は、○○の株式会社 ○○が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

98号は、○○の株式会社 ○○が、○○の ○○ 氏ほか○名から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

99号は、○○の ○○ 氏ほか○名が、○○の ○○ 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書20ページをご覧ください。

100号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏の青年後見人 ○○ 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

101号は、○○の○○ 合同会社が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

102号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、住宅敷地を拡張しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地には住宅敷地の一部として石墨が築かれおりますが、これは譲渡人の亡き父親により昭和40年代半ばに設置され現在に至ります。譲渡人は令和5年に当該地を相続し、違反転用であることを知らなかつたとのことではありますが、当該事実を重く受け止め、「今後このようなことのないよう万全の注意を払いします」との始末書が提出されております。

103号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書21ページをご覧ください。

104号は、○○の株式会社 ○○が、○○の ○○ 氏ほか○名から所有権移転を受け、野菜カット工場を建築しようとする申請でございます。

105号は、○○の○○ 株式会社が、○○の ○○ 氏ほか○名から所有権移転を受け、露天資材置場及び駐車場に転用しようとする申請でございます。

106号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書22ページをご覧ください。

107号は、○○の株式会社 ○○が、○○の ○○ 氏から賃借権の設定、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、店舗用借地を造成しようとする申請でございます。

108号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏から所有権移

転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

109号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天資材置場及び駐車場に転用しようとする申請でございます。

以上26件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

ただ今事務局から説明がありました26件について、まず84号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

地区委員 84号、85号、86号 問題ありません。

87号 問題ありません。

88号、89号 問題ありません。

90号 問題ありません。

91号 問題ありません。

92号、93号 問題ありません。

94号 問題ありません。

95号、96号、97号、98号 問題ありません。

99号 問題ありません。

100号 問題ありません。

101号、102号 問題ありません。

103号 問題ありません。

104号 問題ありません。

105号 問題ありません。

106号 問題ありません。

107号 問題ありません。

108号 問題ありません。

109号 問題ありません。

議長 ありがとうございました。

地元の委員さんからは問題ないということではあります、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございました。

「異議なし」ということでありますので、以上26件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

## 農地法第5条転用事業計画変更関係

議長 つぎに、議案書につきましては23ページ、議案第4号、農地法第5条の規定にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書24ページをご覧ください。

4号は、先ほどご審議いただきました議案第3号の95号に関連した案件であり、○○の株式会社 ○○が、2区画の宅地分譲を目的として、令和〇年〇月〇日に県知事の許可を受けておりましたが、無断で形状を変更し造成しており、当初許可を受けた箇所の一部が農地のままであることから、○○〇〇番〇内の許可を一部取消し、無断で造成した一部について5条許可を受け、区域内に含むため事業変更を受けようとするものでございます。

以上1件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がありました1件でございますが、まず地元の委員さんのご意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

地区委員 4号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんの方からも問題ないとのことありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

## 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定

議長 つぎに、議案書につきましては25ページ、議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から

意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案書26ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしていることをご報告させていただきます。詳細につきましては、議案書27ページから57ページとなっております。

このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画（案）のうち、権利設定の件数は、131件、面積が、43万6,577平米、権利移転の件数は、1件、面積が809平米、所有権移転の件数は、19件、面積が、6万7,372.08平米となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がありましたが、議案書44ページの整理番号95号及び議案書49ページの整理番号117号の借受人は新規就農者であり、95号の新規就農者については、面接を行っていただいておりますので、地区委員から報告をしていただきたいと思います。日野貴文委員さん、よろしくお願ひをいたします。

日野貴文委員 失礼します。

95号になりますが、去る12月19日に石根公民館におきまして、新規就農希望者の面接を行いました。面接は、宇野委員、小倉委員、そして私、日野が行いました。当案件の申請人は○○の○○氏、○○歳であります。○○氏は大学卒業後、地元で働きたいという思いを抱き、令和6年から、JA周桑で研修を受けております。今年2月に研修を修了するのを機に、今回、○○の農地、○○平米を中間管理機構を通じて借り受け、就農する予定です。主に栽培する作物はメロンと青ネギです。こちらからは、地域での営農や農地管理等について説明を行い、農地は農地として管理することを確約し、その旨の誓約書の提出も受け面接を終了しました。就農については、若く意欲的であり特に問題ないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございました。

日野貴文委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員のみなさん、大変お忙しい中、お世話になりました。

つづきまして、117号につきましては、自家消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をいたします。

事務局 事務局より報告させていただきます。

今回の新規就農者は〇〇の〇〇氏、〇〇歳であります。〇〇氏は祖母と一緒に5年程農業に従事しておりました。今回、〇〇の農地〇〇平米を借り受け、無農薬で米を栽培し、収穫後は自家消費する予定です。〇〇氏の就農については特に問題はないと判断します。最後に、農地は農地として管理することを確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より一括して説明がありましたが、この件に関しまして、何かご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

### 報告承認案件

議長 つづきまして、本日最後になりますが、議案書58ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和7年11月5日から、令和7年12月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知40件、農地法施行規則第29条第1号届出1件、農地法第5条取下願1件及び同取消願1件を受理するとともに、農地バンク農地登録を3件、同利用登録1件を行っております。

また、地区委員と協議し、非農地判断を1件行っております。ご対応くださった委員さん方、誠にありがとうございました。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

ただ今事務局より報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ありますか。

(意見なし)

議長 ありがとうございます。

ないようですので、報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしましたが、この際ですので、委員の皆さんの方から何かご意見等がございましたらお受けしますが、ございませんか。

(意見なし)

議長 ないようでございますので、本日の総会はこれで閉会といたします。慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）	原案承認

## 9. 閉会の日時

令和8年1月6日 午後2時51分